

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（令和5年6月7日京都市条例第 9 号）（総合教育センター学校統合推進室計画課）

京都市立柏野小学校を京都市立翔鸞小学校に統合することとしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第 9 号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立柏野小学校	京都市北区紫野郷之上町36番地
-----------	-----------------

」

を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)